

補助金調書

補助金名	香椎地区まちづくり賑わい支援事業助成金			担当課 (連絡先)	住宅都市局香椎振興整備事務所 商業対策課(TEL 092-671-6136)
交付先	■ 団体	地区内の商業者団体 NPO法人等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期		4月	
(公募の場合) 応募要件	香椎駅周辺土地区画整理事業地区内の商業者団体又はNPO法人等				
(非公募の場合) 非公募の理由	-				
補助開始年度	平成22	年度	経過年数	10	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	助成対象団体が香椎駅周辺土地区画整理事業施行地区において行う商店街の賑わいを創出する事業又は地域のまちづくりに寄与する事業であって、①空地や空店舗を活用し、商店街の街並みの連続性を補完することにより商店街の活性化につながる事業、②商店街の集客力若しくは認知度の向上又は販売力強化により商店街の競争力の向上を図る事業、③その他市長が認める事業のいずれかに該当する事業に補助金を交付することにより、活力と賑わいの持続するまちづくりを実現し、土地区画整理事業の円滑な推進を図る。				
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	令和2年度の土地区画整理事業完了を目前に、主要商店街通りでは未だ工事が続いており、地区内全体でも未利用地や建設途中の物件、新築の空き物件が目立ち、街の賑わいが戻っていない状況があるため、引き続き支援が必要。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 助成対象事業を実施するにあたり直接要した経費のうち、店舗等賃貸料、内装・設備工事費、広告宣伝費、印刷消耗品費、委託費、備品費、イベント等関係費などを交付対象経費とする。助成金交付対象経費の4分の3以内とし、1助成対象団体あたり1年度につき400万円を限度として、予算の範囲内で市長が定める額。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	4,000 千円	4,000 千円	4,000 千円	4,000 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	地区内の商業者団体に対し、商店街の賑わいを創出する事業の助成を行った。 (1)香椎まちなか美術館・ごちそうマルシェの実施 (2)食べ飲みウォーク『遊バル香椎』の実施 (3)商品券販売事業の実施 (4)その他商店街イベントやイルミネーション事業等の商店街装飾の実施				
補助金交付 による効果	商店街の賑わいを創出する事業や地域のまちづくりに寄与する事業へ補助金を交付し、商業団体等がイベント等を実施することにより、区画整理事業施行中の街のにぎわい創出や商店街の活気維持につながっている。また、イベント等の実施における商業団体等の負担緩和により実施への意欲喚起の効果がある。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。